

## 国の手続のオンライン利用に関する御意見・情報提供のお願い

### 1 氏名等

(1) 氏名・法人名・団体名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名を御記入ください。）		全国社会保険労務士会連合会	
(2) 連絡先	電話番号 メールアドレス	03-6225-4870 jigyouka@shakaihokenroumushi.jp	

### 2 国の行政手続で、これまでに行ったことがある主なものについてお聞かせください。

(1) 手続名	(2) オンラインで申請	(3) 窓口又は郵送	
		電子媒体(FD、CD等)	書面
概算・増加概算・確定保険料申告書	○		○
雇用保険被保険者資格取得届	○	○	○
雇用保険被保険者資格喪失届	○	○	○
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	○	○	○
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	○	○	○
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	○	○	○
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	○	○	○
健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届	○	○	○
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届	○	○	○
など、社会保険・労働保険分野の手続全般	○	○	○

(注) 「手続名」の欄は、参考資料「オンライン利用の現状」の10頁以下にある「10万件以上の国の行政手続一覧（平成23年度）」の「手続名」を参考に、例えば、「○○申請」、「○○申告」のように記載してください。

「オンラインで申請」及び「窓口又は郵送」の欄は、該当する場合、「○」をご記入ください。

「オンライン申請」とは、インターネット等を通じて、国に対する各種手続の申請等を行うことをいいます。

欄が足りない場合、自由に追加してください。

### 3 電子証明書についてお聞かせください。

(1) 電子証明書（公的個人認証、商業登記認証、民間認証等）を所有していますか	所有している	○
	所有していない	
(2) 電子証明書を所有している場合、取得した目的はなんですか	社会保険・労働保険分野の電子申請	

(注) 「電子証明書（公的個人認証、商業登記認証、民間認証等）を所有していますか」の欄は、該当する欄に「○」をご記入ください。

4 オンライン申請を利用したことがある国の行政手続について、次の事項についてお聞かせください。

(1) オンライン申請の利便性の向上が必要だと思う手続名又は分野（複数回答可）	社会保険・労働保険分野全般
(2) 上記手続又は分野のオンライン申請の問題点・改善点等	<p><u>社労士の提出代行における、事業主や被保険者等の電子署名省略対象手続の拡大</u></p> <p>「雇用保険被保険者資格取得届」等における事業主の電子署名に関しては、「提出代行に関する証明書」等の画像ファイルを添付することをもって省略が可能であり、さらに「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり、期間等証明票交付あり）」等における被保険者本人の電子署名に関しては、「離職証明書の記載内容に関する確認書」等の画像ファイルを添付することをもって省略が可能である。</p> <p>これらの措置と同様、特に「時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）」（オンライン申請、紙申請の合計申請件数：約119万件。出典：「平成23年度における行政手続のオンライン化の状況について」）、「就業規則（変更）届」、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」、「70歳以上被用者該当・不該当届」、「70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」、「年金手帳再交付申請」等オンラインでの利用が見込まれる手続について、社労士がオンラインで提出代行する場合、事業主及び被保険者等の電子署名を省略できる措置を講じ、よりオンライン申請が促進されるようにしていただきたい。</p>
(3) オンライン申請がより広く利用されるために必要と考えられること	<p>オンライン申請による利便性を共感・共有できる措置の検討</p> <p>「オンライン申請できる」だけでなく、「オンライン申請し続けられる環境を整備すること」が重要と考える。そのために、オンライン申請者、行政側の事務処理担当者双方において、オンライン申請の利便性を共感・共有できるよう、以下の措置を講じていただきたい。</p> <p>①労働社会保険関係手続をオンライン申請した場合、窓口・郵送に優先して処理が行われるようなオンライン申請受付後の行政側の体制を整備すること。</p> <p>②オンライン申請者にとって、雇用保険被保険者証の交付日等の予測が可能となるようなオンライン申請時の行政側の事務処理時間の標準時間を定めて、明示すること。</p> <p>③行政側の事務処理担当者において、申請方法をオンラインに誘導できるような業務上の利便性（印刷や書面作成の省略可など）を構築すること。</p> <p>④オンライン申請を行うことによるインセンティブ付与策の検討（例：e-TAXにおける税額控除など）。</p>
(4) オンライン申請を利用して良かった点（メリット等）	<p>①24時間365日申請が可能なこと</p> <p>②提出先窓口の距離等に関係なく、提出できること</p>

(5) オンライン申請のHPまですぐ にたどり着けますか	初めて行う方には難しい。
(6) その他の御意見・御要望	<p><b>1. システム開発等の事前段階（要件定義、仕様検討段階等）での意見・要望の反映</b></p> <p>e-Gov 及び厚生労働省の各システムに関して、サービス開始後になって初めて意見や改善要望を聴取するのではなく、ユーザビリティの観点からシステム開発や改修の事前段階（要件定義、仕様検討段階等）においても、労働社会保険関係の専門家であり実務に精通している社労士の意見を随時、聴取し確認する機会を設け、タイムリーに反映していただきたい。</p> <p><b>2. e-Gov 電子申請システムの下り線に関する速やかな仕様の公開</b></p> <p>これまででも要望を行ってきた「下り線に関する仕様公開」について、仕様が公開されることでオンライン申請後に行政から提供される文書等を授受する場面が電子化され、一連の申請データの管理が電子情報として完結する。電子情報と紙との混在が解消することで、オンライン申請の促進に繋がるため、速やかに下り線に関する仕様を公開していただきたい。</p>

(注) 記入欄は、必要に応じ、広げて使用してください。

## 5 オンライン申請を利用したことがない場合又は途中でオンライン申請を断念したことがある場合、次の事項についてお聞かせください。

(1) 利便性の向上が必要だと思う手續名又は分野（複数回答可）	社会保険・労働保険分野全般であるが、特に以下の5つ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）</li> <li>② 就業規則（変更）届</li> <li>③ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届</li> <li>④ 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届</li> <li>⑤ 年金手帳再交付申請</li> </ul>
(2) オンライン申請ができるかどうかを知っていますか	知っている。
(3) オンライン申請の窓口HPを知っていますか	知っている。
(4) パソコンを用いて申請書類等を作成している場合、オンライン申請を利用していない理由	オンラインと紙の混在など、オンライン申請を実施することによるインセンティブが乏しいことなど。
(5) オンライン申請をしようとしたことがありますか  ある場合：オンライン申請を断念した理由（どのような課題が解決されたら、どの手続について、オンライン申請を利用したいですか）	ある。 オンライン申請を断念した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請方法が分かりにくい。</li> <li>② JAVA等のパソコンの設定など事前準備が非常に煩雑。</li> <li>③ 手続毎にデータ容量や添付ファイル形式（PDF、JPEG）の制限が異なっている。</li> <li>④ 添付書類を別送しなければならない。</li> <li>⑤ 申請後にデータ修正などの融通が利かない。</li> </ul>

(6)オンライン申請がより広く利用されるために必要と考えられること	4（3）と同様
(7)その他の御意見・御要望	4（6）と同様

(注) 記入欄は、必要に応じ、広げて使用してください。

- お寄せいただいた御意見情報及び個人情報等につきましては、本調査以外の目的には使用せず、法令等（※）に基づいて適切に取り扱います。

※ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条（守秘義務）、第 109 条（守秘義務違反の罰則）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、総務省プライバシーポリシー

具体的には、氏名及び連絡先は、御提出いただいた御意見・情報について、総務省から照会させていただく場合に限って使用させていただきます。また、御提出いただいた御意見・情報については、必要に応じ公表することがあります。

- なお、御意見・情報に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 【御提出先】

電子メールを利用する場合	sokushin.ap@soumu.go.jp
電子政府の総合窓口〔e-Gov〕を利用する場合	<a href="http://www.e-gov.go.jp/">http://www.e-gov.go.jp/</a> 「意見提出フォーム」の「提出意見」欄に、この様式の質問事項への御回答を、直接御入力ください。
ファクシミリを利用する場合	03-5253-5309 総務省行政管理局（業務・システム改革総括担当）宛て
郵送する場合（募集期間内必着でお願いします）	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 総務省行政管理局（業務・システム改革総括担当）宛て